

瀬戸内海における今後の環境保全の 方策の在り方について

（ 参考資料 ）

基本理念

- ・ 瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする
- ・ 施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

基本計画(政府)

- ・ 政府は、基本理念にのっとり、①沿岸域環境の保全・再生・創出、②水質の保全・管理、③自然景観・文化的景観の保全、④水産資源の持続的な利用の確保等に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定
- ・ 政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う

府県計画

- ・ 関係府県知事は、基本理念にのっとり、かつ基本計画に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について府県計画を策定
- ・ 府県計画の策定に当たり、湾灘協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等必要な措置を講ずる

特別の措置

特定施設の設置の許可

⇒特定施設の設置による環境への影響について、事前評価、告示・縦覧

水質総量削減

⇒水質汚濁防止法と併せてCOD、窒素、リンの汚濁負荷量の総量を削減

自然海浜保全地区の指定・行為の届出

⇒工作物の新築・土地の形質変更等の届出、必要に応じて勧告・助言

埋立て等についての特別の配慮

⇒公有水面埋立の免許・承認において、瀬戸内海の特異性への配慮

具体的な施策

- ・ 下水道及び廃棄物の処理施設の整備等
- ・ 漂流ごみ・海底ごみの除去等
- ・ 海難等による油の排出の防止等
- ・ 技術開発等の促進
- ・ 赤潮等による漁業被害者の救済
- ・ 生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除等
- ・ 水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等
- ・ 瀬戸内海の環境の調査

※赤字は平成27年の改正で追加された内容

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第14回）資料2-2

図1 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

【総則的事項】

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念の新設(第2条の2)

瀬戸内海の特性

- ・我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地
- ・国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
- その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの

- ①瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)とする
- ②施策は、規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動(いわゆる「里海づくり」の活動)を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進する
- ③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画に関する改正(第3条・第4条)

○政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定

- ①沿岸域環境の保全・再生・創出
 - ②水質の保全・管理
 - ③自然景観・文化的景観の保全
 - ④水産資源の持続的な利用の確保 等
- 政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更(いわゆるPDCAサイクルの明確化)

○関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会(湾灘協議会)の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずる

※関係府県 大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分・京都・奈良の13府県

○これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

【具体的施策の追加等】

漂流ごみ・海底ごみの除去等の施策の追加(第16条の2・第19条の2・第19条の3)

○国及び地方公共団体は、①漂流ごみ・海底ごみの除去等、②生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼす動植物の駆除等、③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等に努める

貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加(第18条)

○政府は、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める

自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記(第12条の7)

○関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにする

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化(第19条の4)

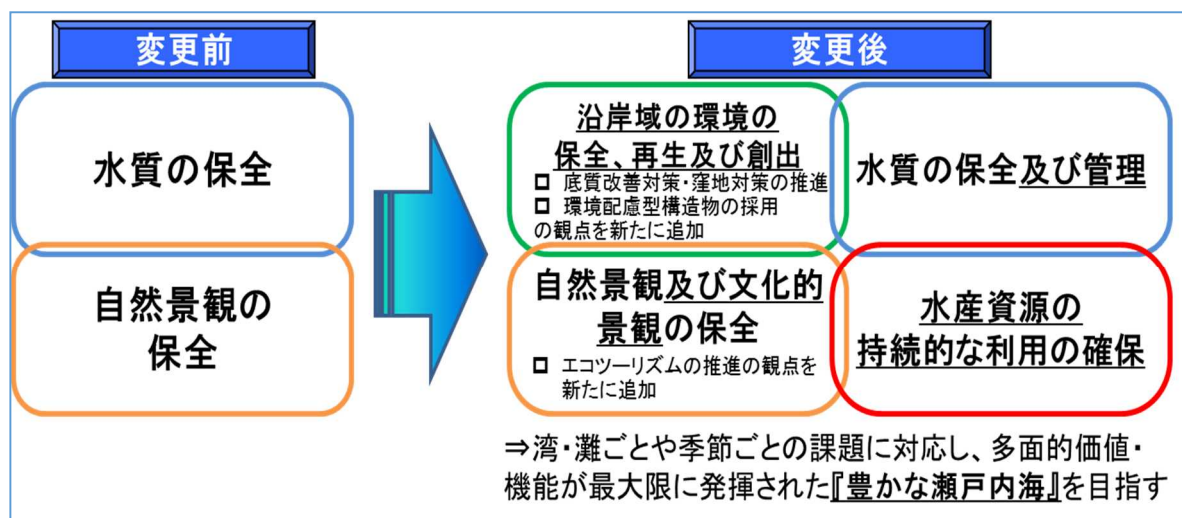
○環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

【検討条項】(附則第2項・第3項)

- ①政府は、瀬戸内海における栄養塩類(りん・窒素)の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
- ②政府は、①のほか、法施行後5年以内を目途として、新法の施行状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第14回）資料2－2

図2 平成27年の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正詳細



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第14回）資料2－2

図3 基本計画の目標に係る変更点

表1 湾灘協議会の設置状況

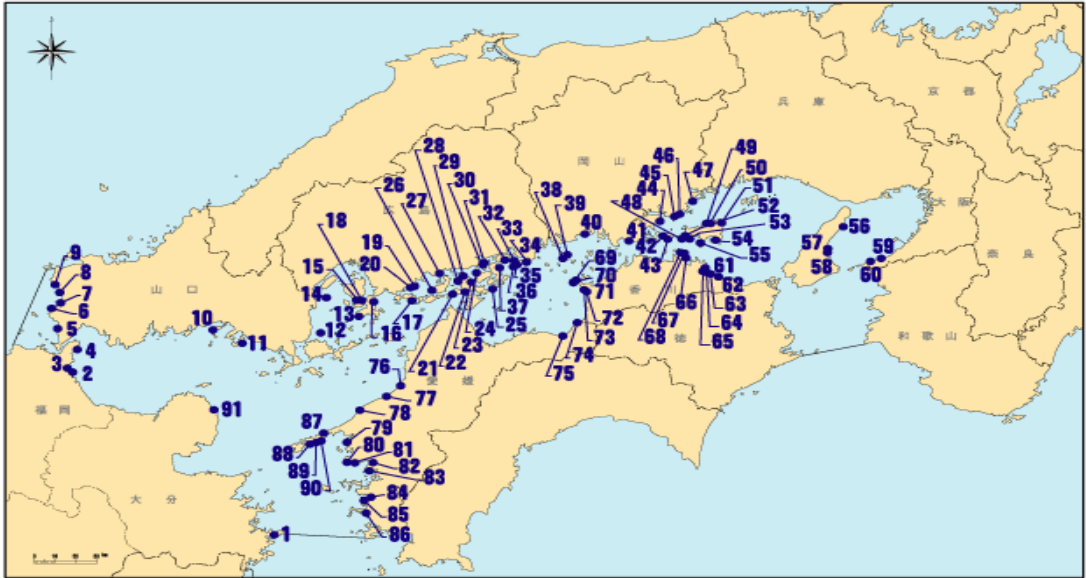
府県	協議会等の名称
兵庫県	播磨灘等環境保全協議会
岡山県	播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会
広島県	東部湾灘協議会（備後灘・備讃瀬戸）
	中部湾灘協議会（安芸灘・燧灘）
	西部湾灘協議会（広島湾）
山口県	山口県瀬戸内海環境保全協会
香川県	かがわ「里海」づくり協議会

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

表 2 特定施設の設置等の規制に関する施行状況

内容	H27	H28	H29
対象事業場	3,361	3,301	3,299
特定施設の設置 (法第5条第1項に係る申請)	256件	275件	278件
特定施設の構造等の変更 (法第8条第1項に係る申請)	458件	428件	430件
措置命令 (法第11条)	0件	0件	0件

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 17 回）ヒアリング資料（環境省）

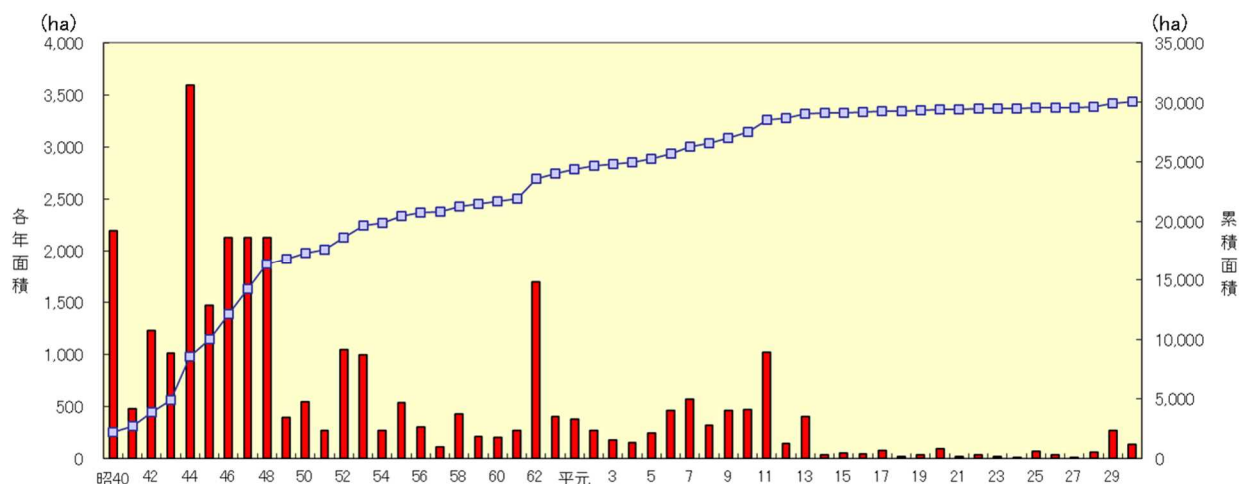


府県名 事項	大 阪	兵 庫	和歌山	岡 山	広 島	山 口
条 例 名	大阪府自然海浜保全地区条例	環境の保全と創造に関する条例	和歌山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例	広島県自然海浜保全条例	山口県自然海浜保全地区条例
公 布	昭和56年3月27日	平成7年7月18日	平成11年3月19日	昭和56年3月25日	昭和55年3月28日	昭和56年10月16日
施 行	昭和56年10月1日	平成8年1月17日	平成11年6月1日	昭和56年4月1日	昭和55年5月1日	昭和57年4月1日
指 定 地 区 数	2	3	－	8	19	8

府県名 事項	徳 島	香 川	愛 媛	福 岡	大 分
条 例 名	徳島県自然環境保全条例	香川県自然海浜保全条例	愛媛県自然海浜保全条例	福岡県自然海浜保全地区条例	大分県自然海浜保全地区条例
公 布	昭和55年10月30日	昭和55年7月31日	昭和55年3月18日	昭和55年7月17日	昭和55年10月1日
施 行	昭和56年1月1日	昭和55年12月20日	昭和55年4月1日	昭和55年10月1日	昭和56年4月1日
指 定 地 区 数	－	23	23	3	2

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 17 回）ヒアリング資料（環境省）

図 4 自然海浜保全地区の指定状況



- 注1. 昭和40年～47年は1月1日～12月31日、48年は1月1日～11月1日、49年以降は前年の11月2日～11月1日の累計。(瀬戸内海環境保全臨時措置法は、昭和48年11月2日に施行)
2. 図中の昭和46～48年の値は、3年間平均の数値を示している。
3. 過去に既に埋立免許・承認されている土地について、再度免許・承認がなされた場合については、重複して計上している。

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

図5 瀬戸内海における埋立免許面積の推移

表3 埋立未利用地の状況（平成30年12月時点）

	件数	面積（ha）
大阪府	0	—
兵庫県	0	—
和歌山県	1	81.5
岡山県	5	36.0
広島県	1	4.6
山口県	0	—
香川県	1	21.2
徳島県	0	—
愛媛県	0	—
福岡県	3	35.2
大分県	1	25.3
合 計	12	203.8

備考）以下の条件に該当する土地を埋立未利用地としている。

瀬戸内海において公有水面埋立法に基づき埋立竣工された次のいずれかに該当する面積1ha以上の土地。

- 1) 埋立地の竣工から現在に至るまで、一度も利用されていない土地
(埋立竣工後10年以上が経過した場合に限る)。
- 2) 埋立地の竣工後、本来の利用目的に関する工事に着手したが、工事が中断されている土地。
- 3) 埋立地が本来の利用目的に沿って利用されていたが、現在、利用されていない土地
(企業の撤退等に伴う遊休地化 等)。

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

表 4 海砂利採取の規制状況及び規制の根拠

	規制状況	根拠規定	
大阪府	④	—	
兵庫県	①	②	兵庫県漁業調整規則(S41.7 施行)第 43 条に基づき、県内の海砂利採取可能海域の全てを土砂採取禁止区域に設定。
和歌山県	④	—	
岡山県	①	②	岡山県普通海域管理条例、岡山県普通海域占用等許可事務取扱要領(H10.10 施行)に基づき、平成 15 年 4 月より販売を目的とした海砂利採取を禁止。
広島県	①	②	「海砂利採取に関する基本方針 (S52.6 制定)」において「過去 3 か年間に県内海域において海砂利採取許可を受けた実績を有するものであること」を条件とした。(H10.2 月悪質な違反を犯した全業者の資格剥奪。資格要件を満たすものが存在しなくなり事実上全面禁止。)
山口県	①	②	「一般海域の利用に関する条例」の許可基準である「一般海域における土石採取許可の取扱いについて」(H10.6.1 施行)により新規参入禁止。(H19.8.1 操業していた 1 社が操業区域を変更したため、瀬戸内海での海砂利採取はなくなった。)
香川県	①	②	「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から採取禁止。
徳島県	②	—	昭和 53 年 12 月より海砂利採取は禁止。
愛媛県	①	①	「瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画」(H14.7 策定 ※ ₁)に基づき、平成 18 年度より採取禁止。
福岡県	①	②	福岡県一般海域管理条例、福岡県一般海域管理運用要綱(H13.4 施行)に基づき採取禁止。
大分県	①	①	「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」(H20.6 策定 ※ ₂)に基づき平成 20 年 6 月以降は原則禁止。

注) 1. 規制状況の分類は以下のとおり

- ①何らかの規定等を踏まえ、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ②特段根拠となるものはないが、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ③採取計画を認可しているが、削減に向けた措置を適用している。
- ④過去から採取実績がないため、特段の規制をしていない。

2. 根拠規定の分類は以下のとおり

- ①瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画
- ②その他の条例等

※1 平成 28 年 11 月に変更された現行計画においても、採取禁止とされている。

※2 平成 28 年 11 月に変更された現行計画においても、原則採取禁止としている。

出典：平成 30 年度瀬戸内海における各種調査の結果について（環境省）

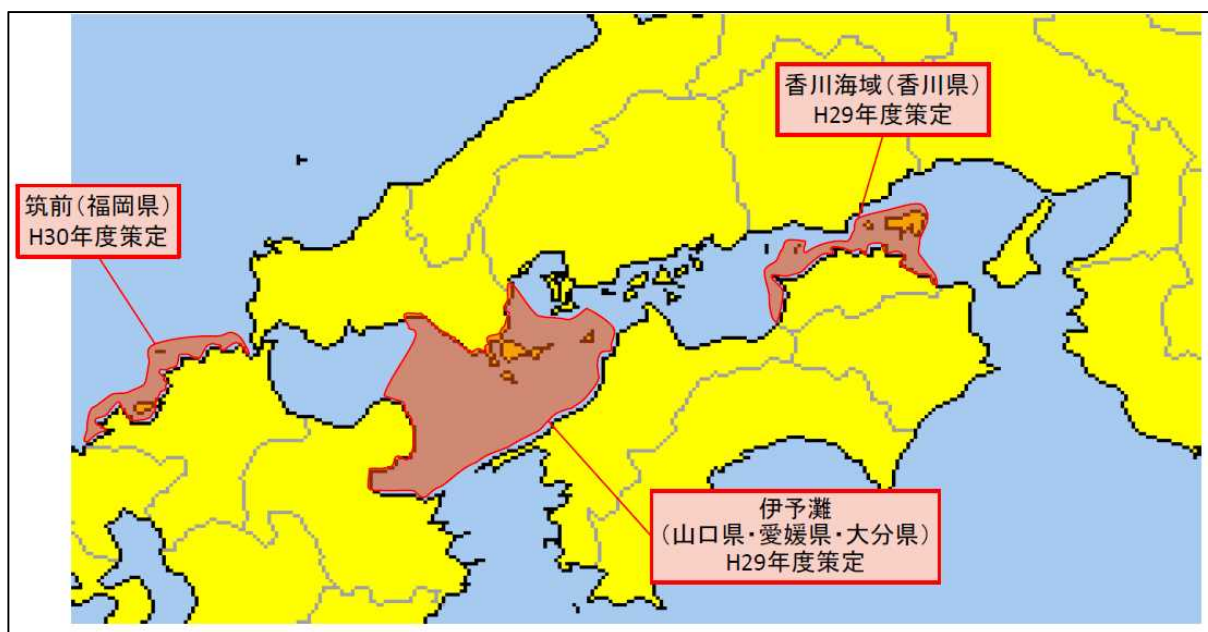
表 5 海砂利の採取実績量

(単位：千m³)

年 度	採取実績量												
	H17d	H18d	H19d	H20d	H21d	H22d	H23d	H24d	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d
大 阪 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口 県	338	242	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛 県	2,176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡 県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分 県	28	4	24	45	27	20	15	17	28	37	39	40	27

- 注) 1. 瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項で定める瀬戸内海の範囲における値。
 2. 国や県の事業による航路浚渫に伴う海砂利採取については実績量に含めない

出典：平成30年度瀬戸内海における各種調査の結果について（環境省）



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（農林水産省）

図 6 藻場・干潟ビジョンの策定状況



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（農林水産省）

図7 有害生物漁業被害対策（国の事業）におけるナルトビエイ駆除量等（周防灘）

表6 瀬戸内海における藻場・干潟の面積

海域	藻場面積 (ha)	干潟面積 (ha)
紀伊水道	800	203
大阪湾	335	47
播磨灘	1,395	367
備讃瀬戸	1,435	406
備後灘	470	338
燧灘	3,251	1,444
安芸灘	449	176
広島湾	668	833
伊予灘	1,434	594
響灘	2,218	46
周防灘	1,925	6,541
豊後水道	1,224	69
瀬戸内海合計	15,604	11,065

出典：平成27～29年度瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査（環境省）

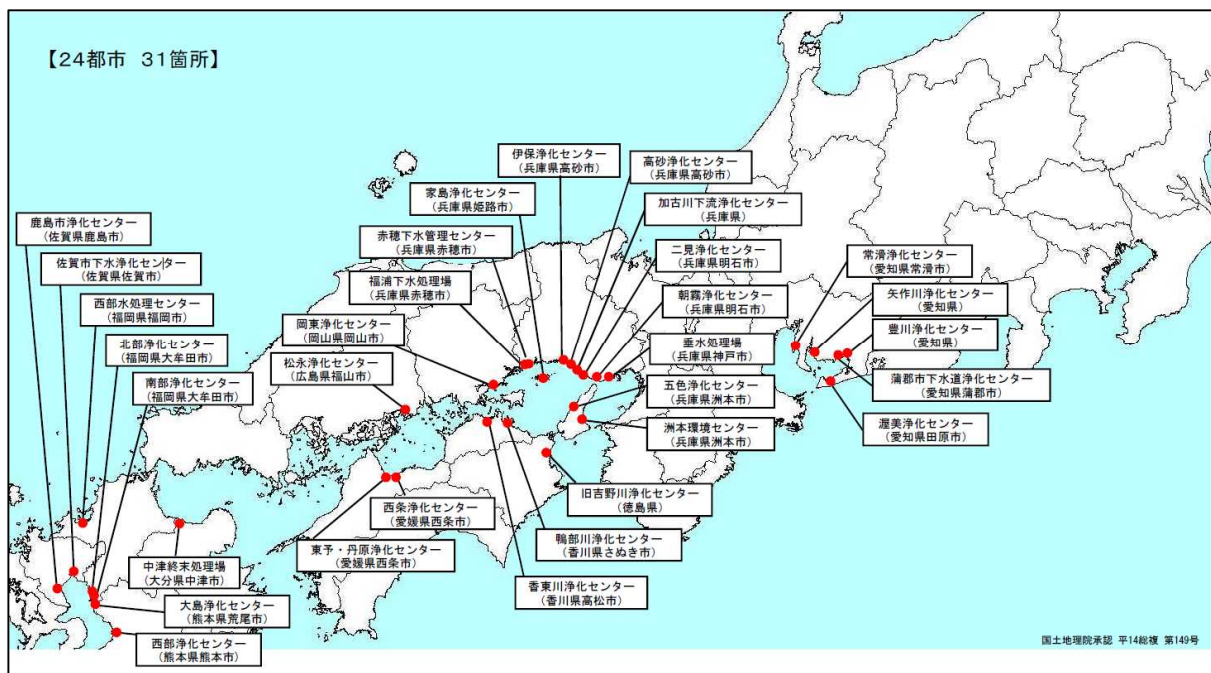


図8 季節別運転を実施・試行している処理場（平成31年3月）

理念（第140条の2）

瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生する。

施策（第140条の3）

瀬戸内海を再生するための
施策を実施する。

沿岸域の環境の保全、
再生、創出

水質の保全及び管理

自然景観及び
文化的景観の保全

水産資源の持続的な
利用の確保

事業者・県民の責務（第140条の4）

事業者・県民は、瀬戸内海の再生に努める。

栄養塩類の適切な管理（第140条の5）

施策を実施するに当たり、栄養塩類の適切な管理を行う。

→ 水質目標値（下限値）を設定

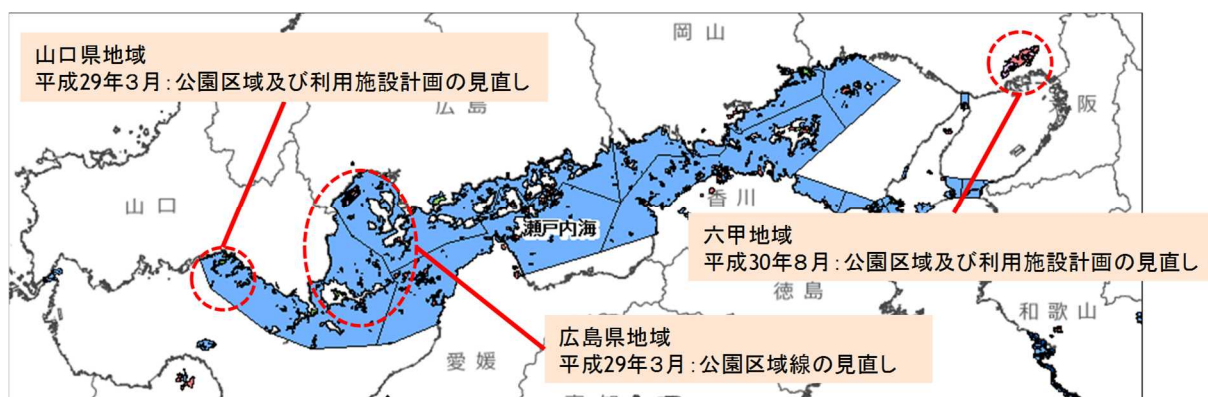
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第16回）ヒアリング資料（兵庫県）

図9 兵庫県における豊かで美しい瀬戸内海の再生に関する「環境の保全と創造に関する条例」の改正概要（令和元年10月7日改正）



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（国土交通省）

図10 瀬戸内海における海岸保全施設の整備における自然環境等への配慮
(安全で快適な砂浜の再生・養浜による海岸環境の改善)



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

図11 瀬戸内海国立公園の見直し状況

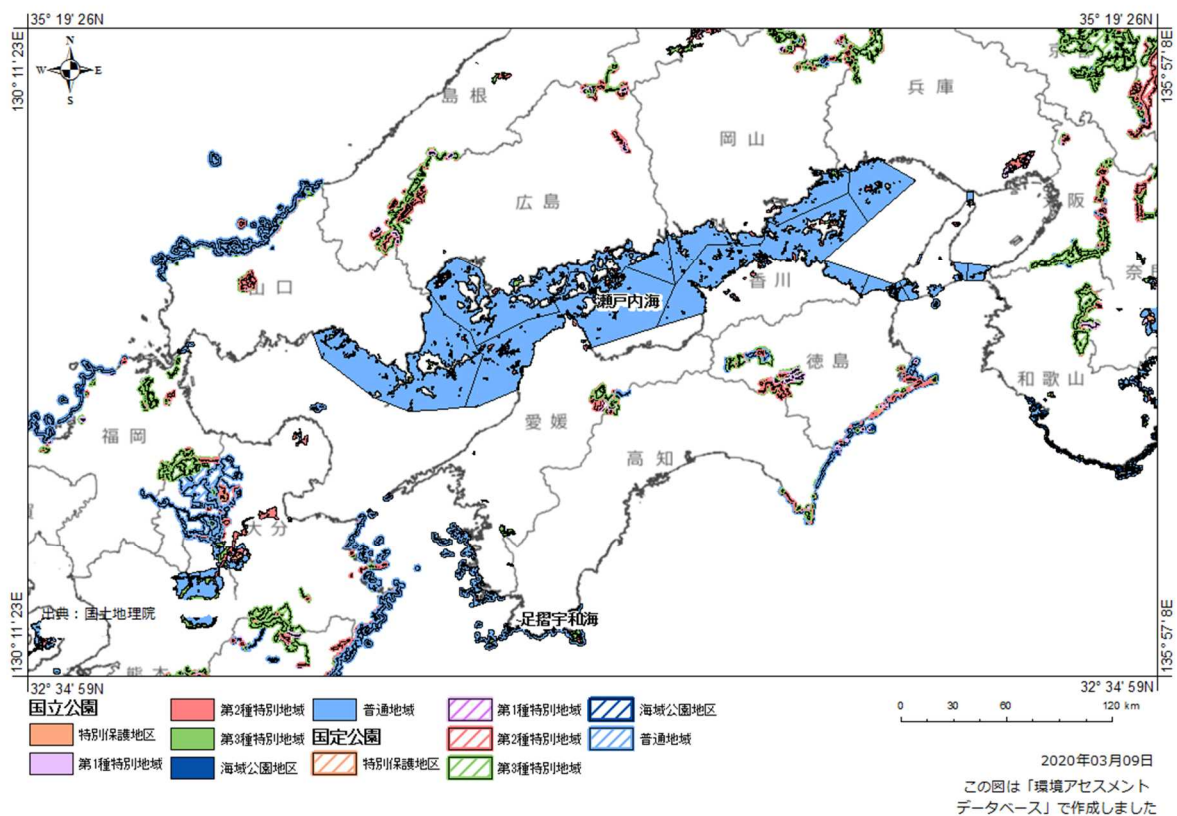


図 12 瀬戸内海における国立・国定公園の指定状況

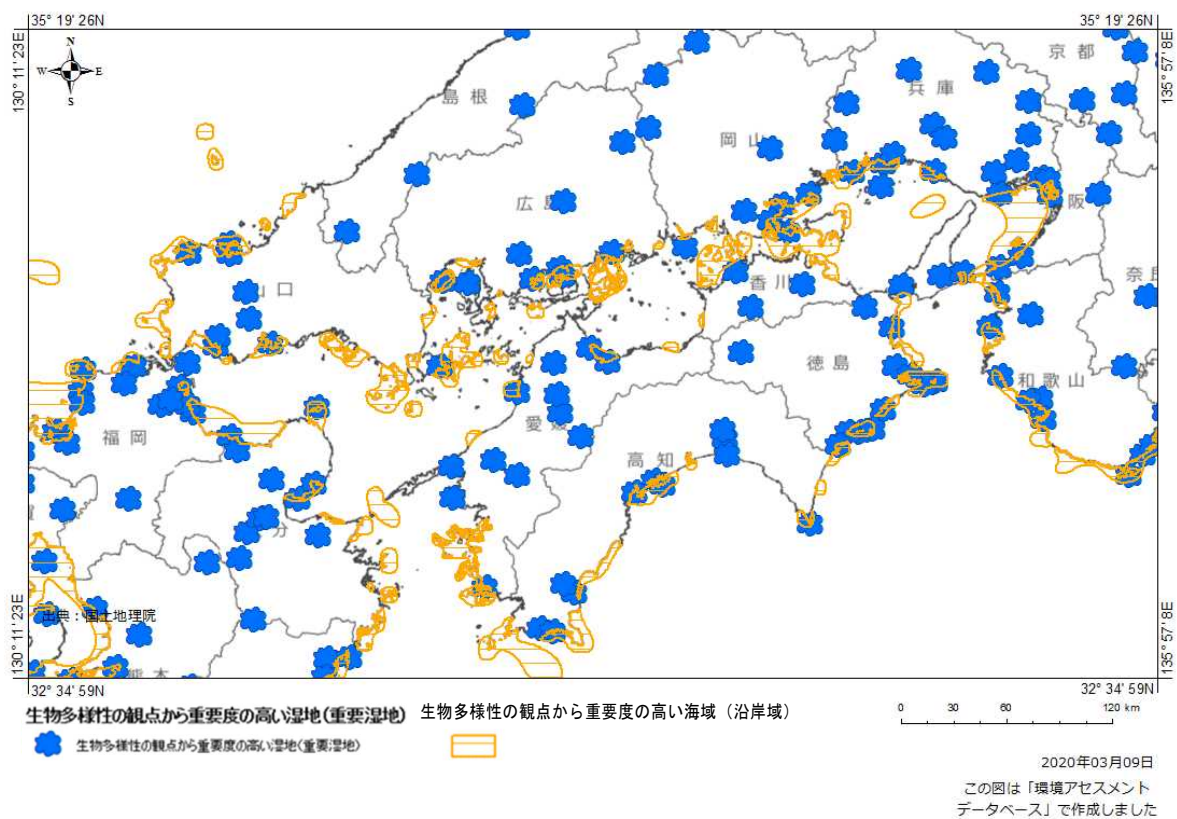


図 13 瀬戸内海における生物多様性の観点から重要度の高い海域・湿地

【選定状況】

令和元年10月1日現在、全国で64件の重要文化的景観が選定されています。このうち、瀬戸内海地域については、愛媛県西予市の「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」など、13件が選定されています。

○瀬戸内海地域に所在する重要文化的景観（下線：特に関連が深いもの）

1. 宇治の文化的景観（京都府宇治市）
2. 京都岡崎の文化的景観（京都府京都市）
3. 日根荘大木の農村景観（大阪府泉佐野市）
4. 生野鉾山及び鉾山町の文化的景観（兵庫県朝来町）
5. 奥飛鳥の文化的景観（奈良県明日香村）
6. 蘭島及び三田・清水の農山村景観（和歌山県有田川町）
7. 檜原の棚田及び農村景観（徳島県上勝町）
8. 遊子水荷浦の段畑（愛媛県宇和島市）
9. 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観（愛媛県西予市）
10. 求菩提の農村景観（福岡県豊前市）
11. 小鹿田焼の里（大分県日田市）
12. 田染荘小崎の農村景観（大分県豊後高田市）
13. 別府の湯けむり・温泉地景観（大分県別府市）



遊子水荷浦の段畑（愛知県宇和島市）



宇和海狩浜の段畑と農漁村景観（愛媛県西予市）



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（文部科学省）

図14 重要文化的景観の選定状況

【選定状況】

令和元年10月1日現在、全国で118件の重要伝統的建造物群保存地区が選定されています。このうち、瀬戸内海地域については、香川県丸亀市塩飽本島町笠島など、27件が選定されています。

○瀬戸内海地区に所在する重要伝統的建造物群保存地区（下線：特に関連が深い地区）

1. 京都市上賀茂
2. 京都市産寧坂
3. 京都市祇園新橋
4. 京都市嵯峨鳥居本
5. 南丹市美山町北
6. 富田林市富田林
7. 神戸市北野町山本通
8. 丹波篠山市篠山
9. 丹波篠山市福住
10. 橿原市今井町
11. 五條市五條新町
12. 宇陀市松山
13. 湯浅町湯浅
14. 倉敷市倉敷川畔
15. 津山市城東
16. 高梁市吹屋
17. 竹原市竹原地区
18. 呉市豊町御手洗
19. 福山市鞆町
20. 柳井市古市金屋
21. 美馬市脇町南町
22. 三好市東祖谷山村落合
23. 丸亀市塩飽本島町笠島
24. 内子町八日市護国
25. 西予市宇和町卯之町
26. 日田市豆田町
27. 杵築市北台南台

丸亀市塩飽本島町笠島(香川県)



呉市豊町御手洗(広島県)



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（文部科学省）

図15 重要伝統的建造物群保存地区の選定状況

【指定状況】

令和元年10月1日現在、全国で3,317件の史跡・名勝・天然記念物が国指定文化財として指定されています。このうち、瀬戸内海地域については、史跡能島城跡など、993件（※）が指定されています。

（※）瀬戸内海環境保全特別措置法で定める瀬戸内海以外の海域または陸域を含みます。

【瀬戸内海に関連が深い主な史跡・名勝・天然記念物】

■ 史跡（太字：特別史跡）

- ・旧堺燈台
- ・赤穂城跡
- ・大中遺跡
- ・五色塚（千壺）古墳
- ・小壺古墳
- ・西宮砲台
- ・和田岬砲台
- ・明石藩舞子台場跡
- ・徳島藩松帆台場跡
- ・洲本城跡
- ・広村堤防
- ・水軒堤防
- ・津雲貝塚
- ・**能島**
- ・小早川氏城跡
- ・三原城跡

- ・朝鮮通信使遺跡
- ・鞆福禅寺境内
- ・徳島城跡
- ・土井ヶ浜遺跡
- ・長州藩下関前田台場跡
- ・周防灘干拓遺跡
- ・高泊開作浜五挺唐樋
- ・名田島新開作南壱樋
- ・喜兵衛島製塩遺跡
- ・大阪城石垣石切丁場跡
- ・小豆島石丁場跡
- ・東六甲石丁場跡
- ・高松城跡
- ・屋島
- ・丸亀城跡
- ・塩飽勤番所跡

- ・城山
- ・津田古墳群
- ・能島城跡
- ・御所山古墳
- ・安国寺集落遺跡



能島城跡（愛媛県今治市）

写真：愛媛県教育委員会提供

■ 名勝（太字：特別名勝）

- ・慶野松原
- ・旧赤穂庭園
- ・本丸庭園
- ・二之丸庭園
- ・和歌山城西ノ丸庭園
- ・（紅葉溪庭園）
- ・養翠園
- ・琴ノ浦温山荘庭園
- ・和歌の浦
- ・下津井鷺羽山
- ・白石島
- ・応神山
- ・高島
- ・**能島**
- ・鞆公園
- ・浄土寺庭園
- ・狗留孫山
- ・鳴門
- ・**栗林公園**
- ・神懸山（寒霞渓）
- ・琴弾公園
- ・波止浜
- ・志島ヶ原
- ・大三島
- ・八幡山
- ・天赦園



琴弾公園（香川県観音寺市）

- ・峨嵋山樹林
- ・安下庄のシナナシ
- ・弁天島熱帯性植物群落
- ・円上島の球状ノーライト
- ・**宝生院のシンバク**
- ・誓願寺のソテツ
- ・皇子神社社叢
- ・鳴門の根上りマツ
- ・鹿浦越のランプロファイヤ岩脈
- ・屋島
- ・絹島および丸亀島
- ・三崎のアコウ
- ・大山祇神社のクスノキ群
- ・夜宮の大珪化木
- ・尾崎小ミカン先祖木
- ・高崎山のサル生息地
- ・松屋寺のソテツ

■ 天然記念物（太字：特別天然記念物）

- ・生島樹林
- ・野島断層
- ・門前の大岩
- ・カブトガニ繁殖地
- ・白石島の鎧岩
- ・象岩
- ・彌山原始林
- ・アビ渡来群遊海面
- ・スナメリクジラ廻遊海面
- ・忠海八幡神社社叢
- ・ナメクジウオ生息地
- ・六連島の雲母玄武岩
- ・満珠樹林
- ・干珠樹林
- ・向島タヌキ生息地



屋島（香川県高松市）

※写真は各市町教育委員会提供



神懸山（寒霞渓）（香川県小豆島町）

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（文部科学省）

図16 国指定史跡、名勝、天然記念物の指定状況

【認定状況】

令和元年10月1日現在、全国で83件の日本遺産が認定されており、このうち、瀬戸内海地域については、「瀬戸の夕風が包む国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～」など、27件が認定されています。

【瀬戸内海地域の主な日本遺産】

- ・尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市（尾道市）
- ・「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～（徳島県、香川県、愛媛県 各市町村）
- ・『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家をさせた海人の営み～（淡路市、洲本市、南あわじ市）
- ・“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島
ーよみがえる村上水軍“Murakami KAIZOKU”の記憶ー（今治市、尾道市）
- ・絶景の宝庫 和歌の浦（和歌山市、海南市）
- ・一輪の綿花から始まる倉敷物語～和と洋が織りなす繊維のまち～（倉敷市）
- ・関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～（北九州市、下関市）
- ・「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～（広川町）
- ・瀬戸の夕風が包む国内随一の近世港町
～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～（福山市）
- ・「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂（赤穂市）
- ・知ってる!?悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち
備讃諸島～（笠岡市、丸亀市、土庄町、小豆島町）
- ・藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～（徳島県各市町村）



大板城石垣石丁場跡（天狗岩丁場）・小豆島町（小豆島）所在

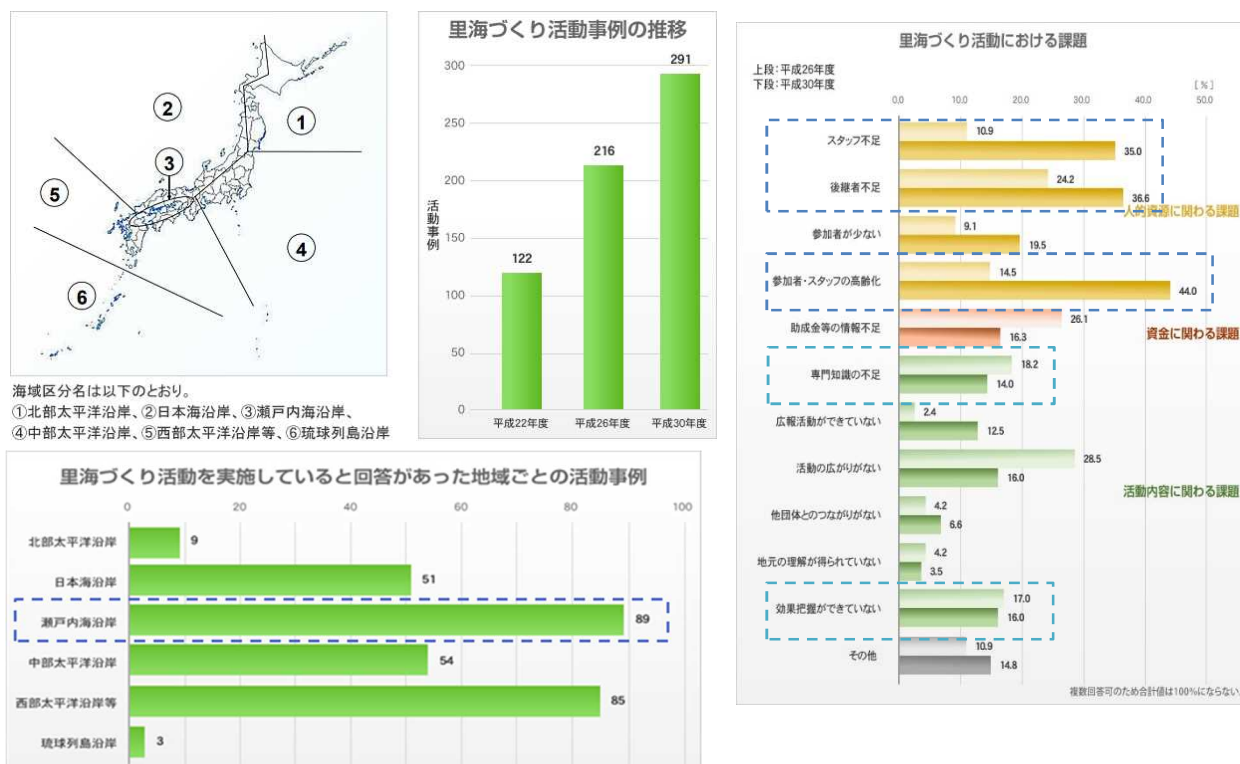
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（文部科学省）

図17 日本遺産の認定状況



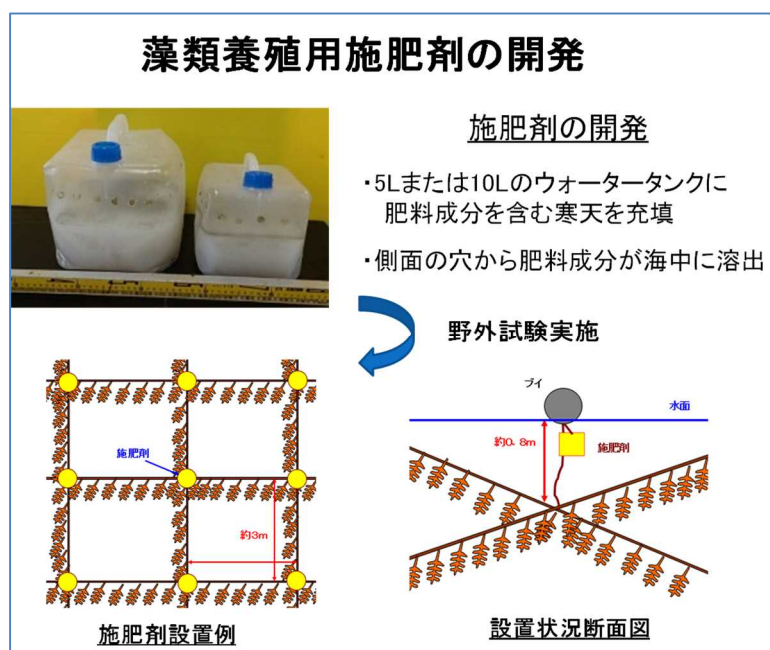
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（国土交通省）

図18 海洋環境整備船の担務海域図



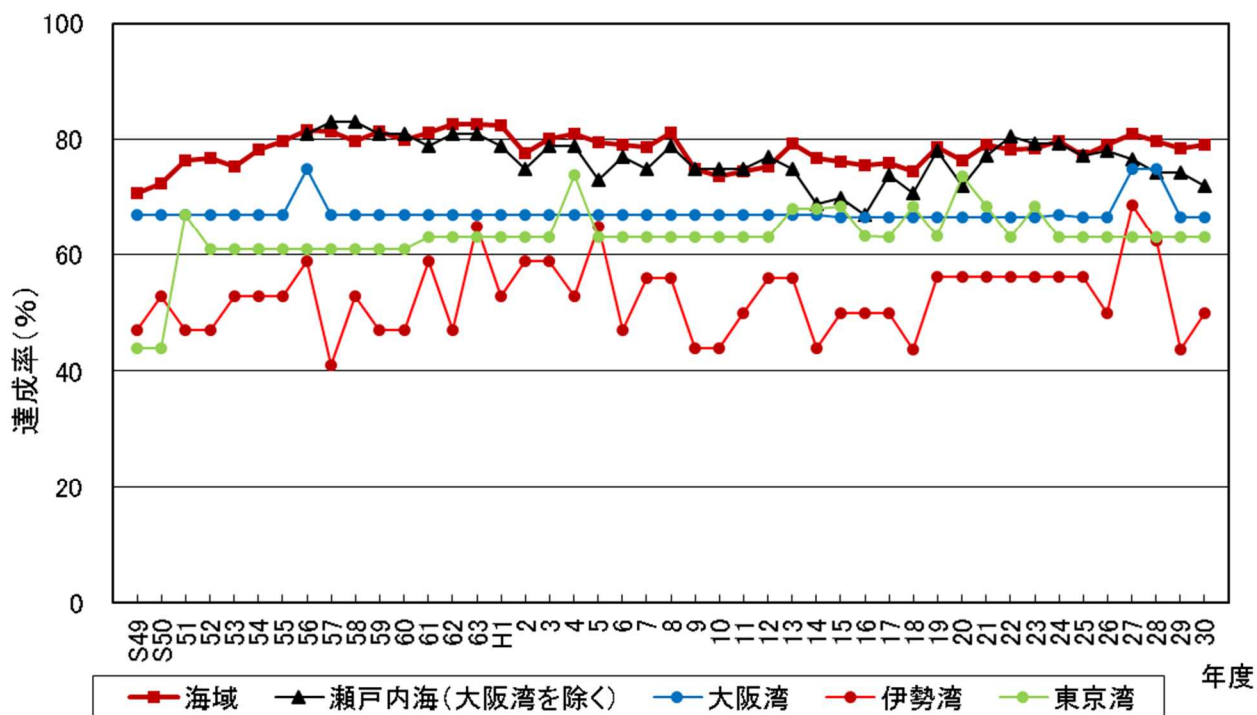
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

図19 里海づくり活動状況



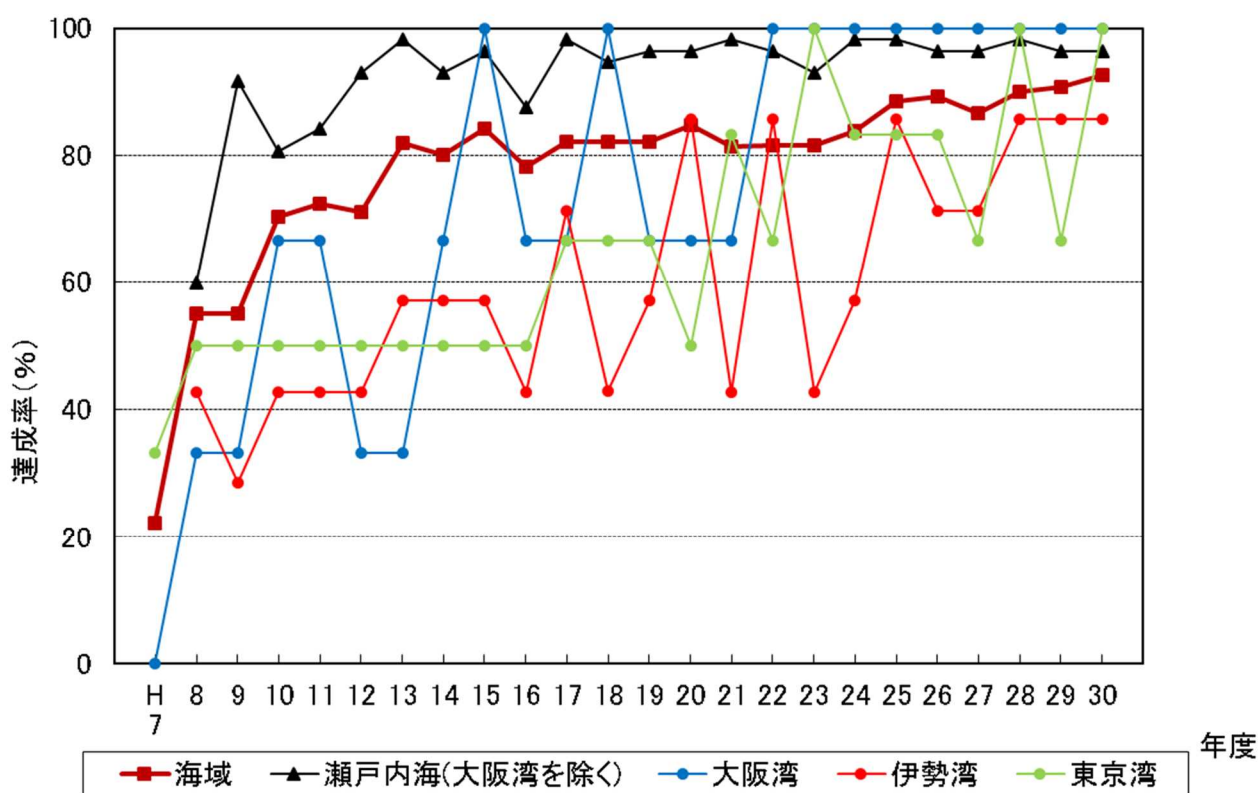
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第15回）ヒアリング資料（徳島県）

図20 徳島県による藻類養殖用施肥剤の開発の概要



出典：公共用水域水質測定結果（環境省）

図 21 広域的な閉鎖性海域における化学的酸素要求量の環境基準達成率の推移



出典：公共用水域水質測定結果（環境省）

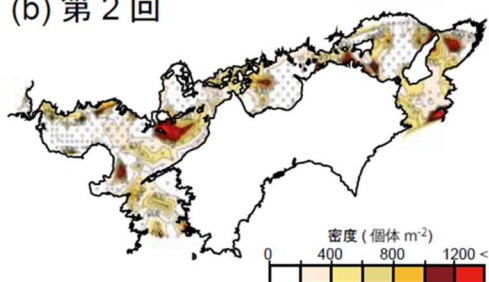
図 22 広域的な閉鎖性海域における全窒素及び全りん的环境基準達成率の推移

(個体数密度)

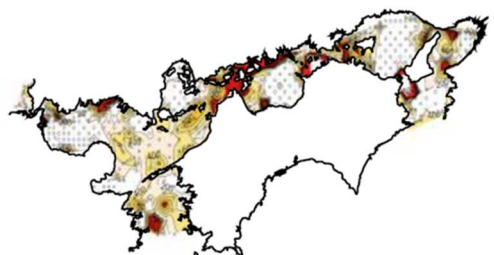
(a) 第 1 回



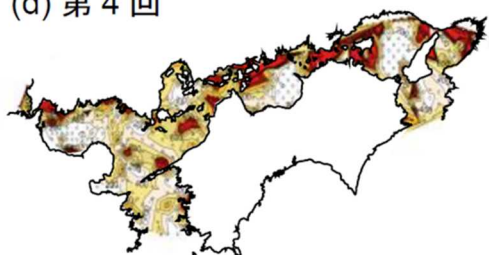
(b) 第 2 回



(c) 第 3 回



(d) 第 4 回

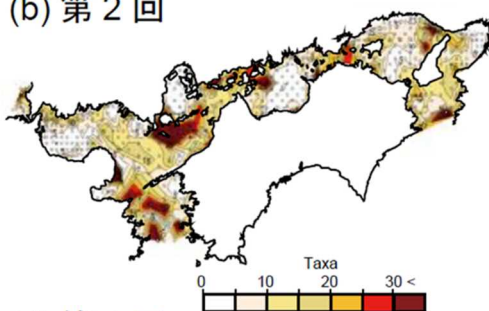


(種類数)

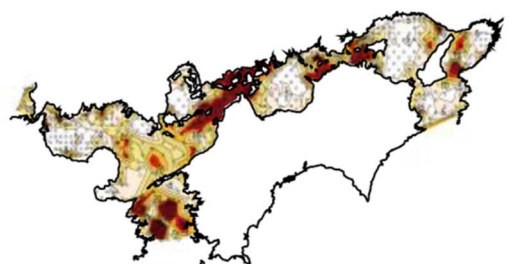
(a) 第 1 回



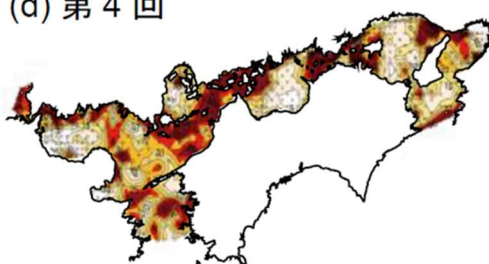
(b) 第 2 回



(c) 第 3 回



(d) 第 4 回



元データ：昭和 57～62 年度：第 1 回瀬戸内海環境情報基本調査（環境庁、昭和 58～62 年）
平成 3～8 年度：第 2 回瀬戸内海環境情報基本調査（環境省、平成 5～8 年）
平成 13～17 年度：第 3 回瀬戸内海環境情報基本調査（環境省、平成 15～18 年）
平成 27～29 年度：第 4 回瀬戸内海環境情報基本調査（環境省、平成 28～30 年）

出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 18 回）ヒアリング資料（国立環境研究所）

図 23 底生生物の個体数密度（上図）及び種類数（下図）の変動

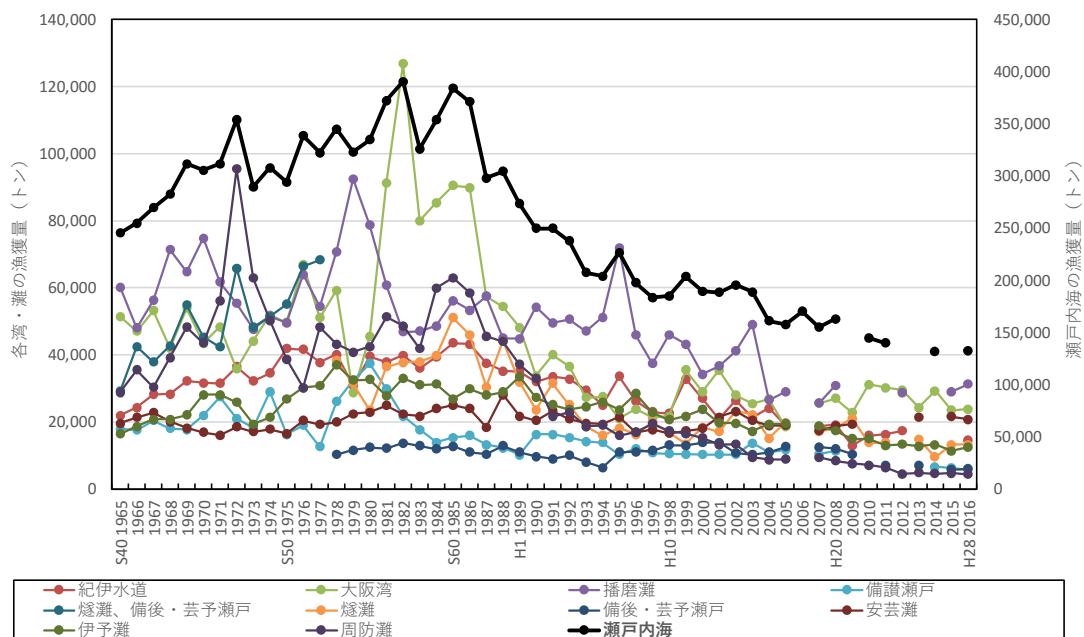
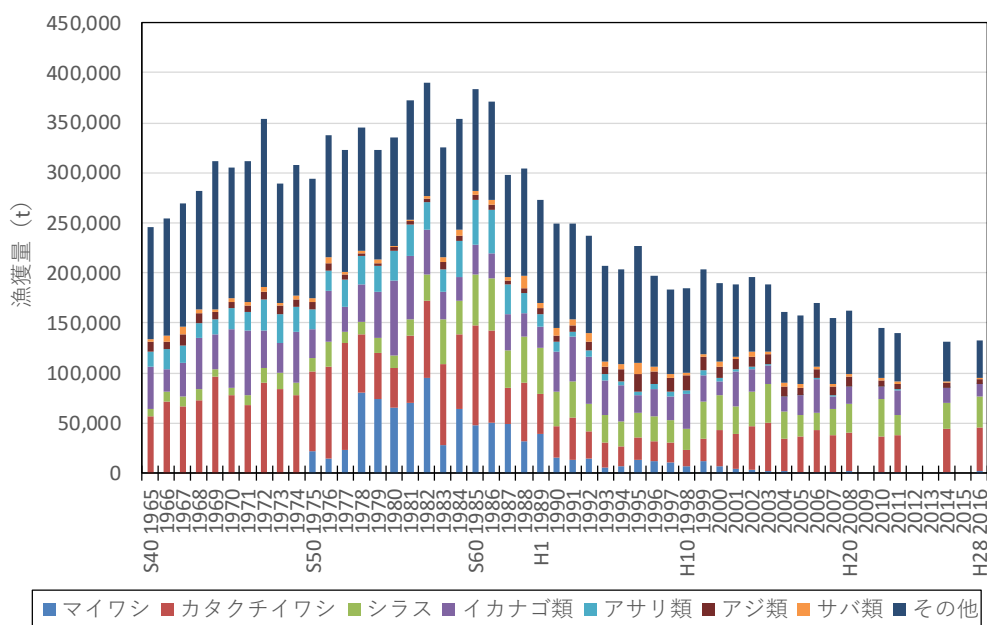
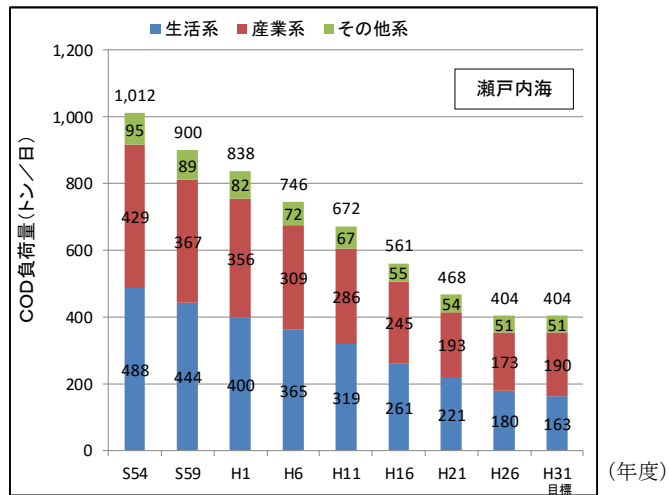


図 24 瀬戸内海の総漁獲量及び各湾・灘の漁獲量



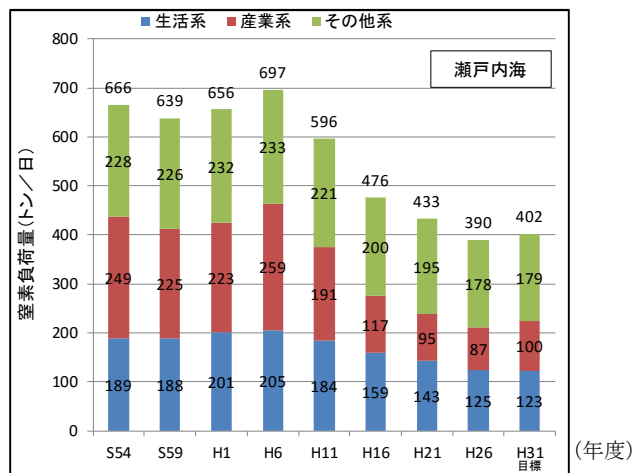
元データ：1999年以前：瀬戸内海の漁獲量 1952年～1999年の湾灘別魚種別漁獲統計（水産庁瀬戸内海区水産研究所）
 2000年～2005年：瀬戸内海区及び太平洋南区における漁業動向（中国四国農林統計協会協議会）
 2007年以降：「海面漁業生産統計調査」（農林水産省）
 瀬戸内海区漁獲量 「海面漁業生産統計調査」（農林水産省）
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html より作成
 出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第12回）資料4

図 25 瀬戸内海の主要魚種の漁獲量



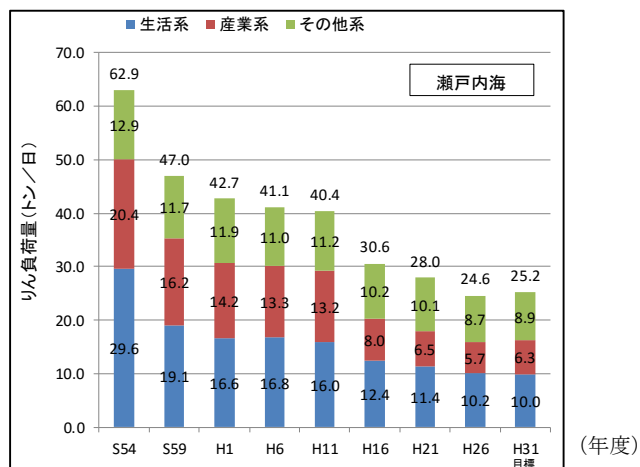
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

図 26 瀬戸内海における COD 発生負荷量の推移



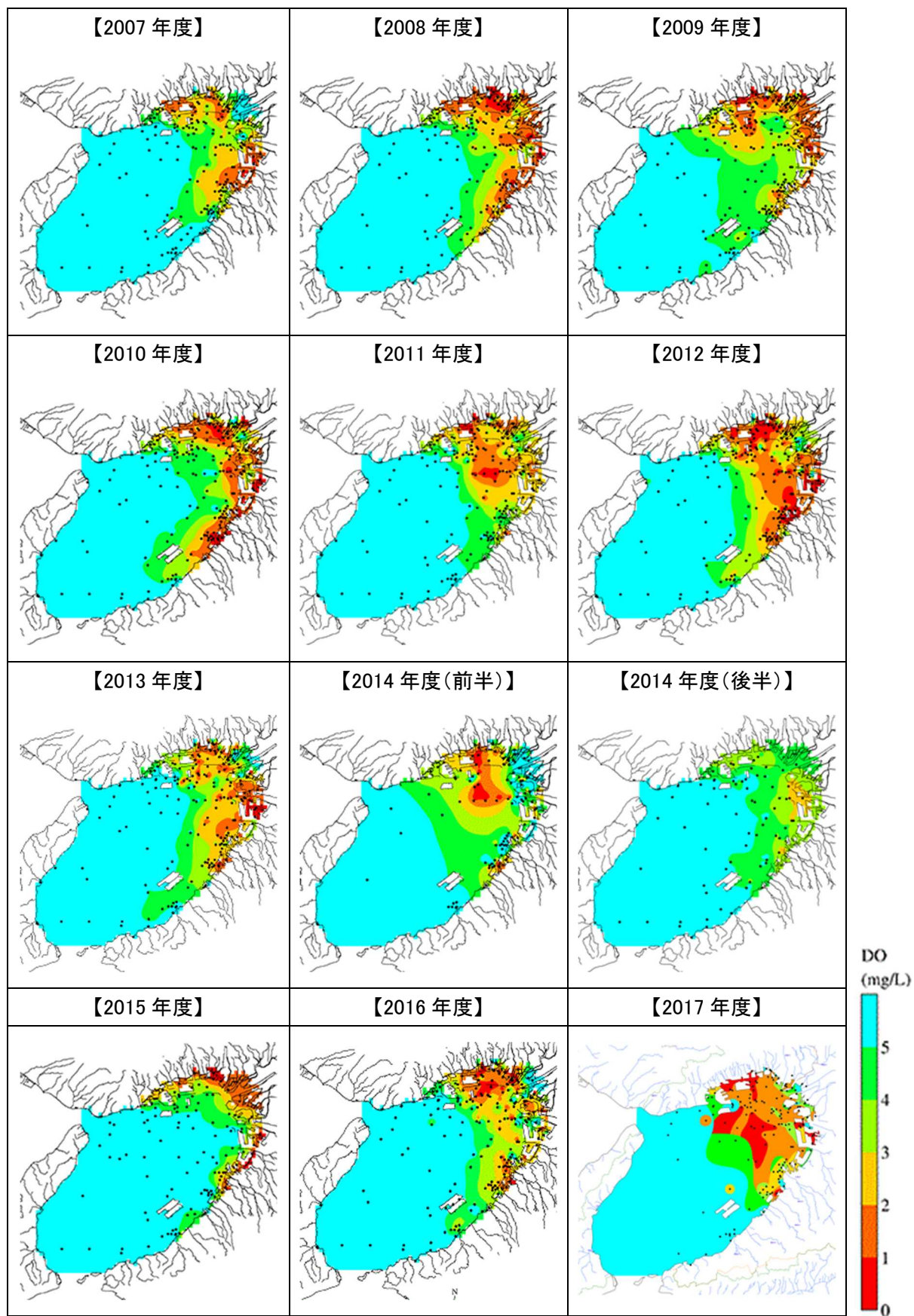
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

図 27 瀬戸内海における全窒素発生負荷量の推移



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

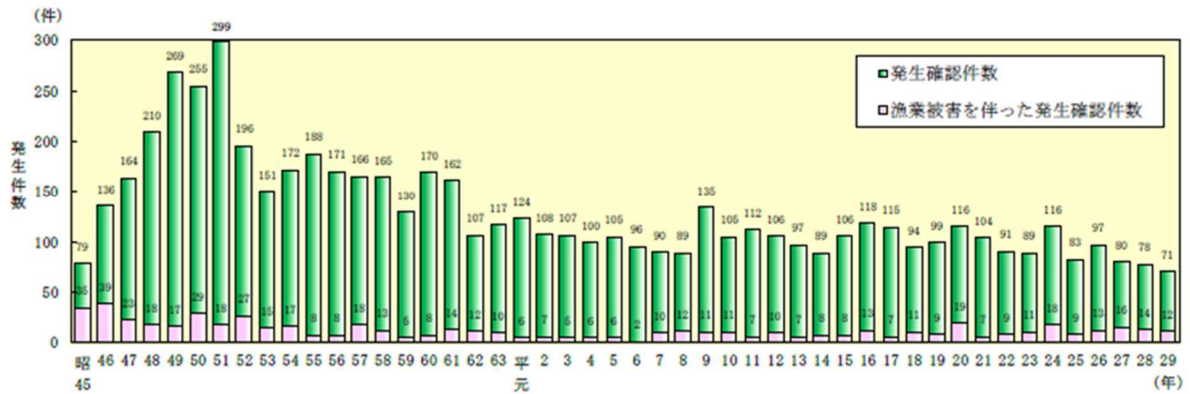
図 28 瀬戸内海における全りん発生負荷量の推移



出典：大阪湾再生推進会議ホームページ(<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/suishin/>)
中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第13回）参考資料3（その1）

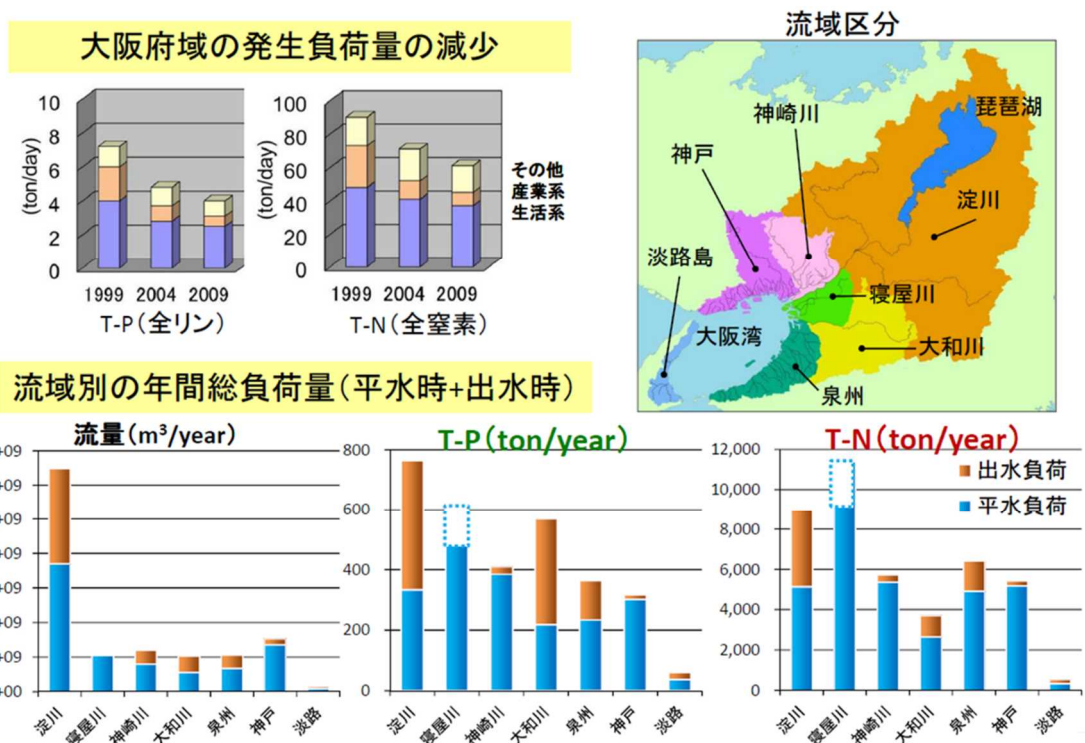
図 29 大阪湾における貧酸素水塊発生状況

（大阪湾水質一斉調査結果、底層 DO 濃度の水平分布：2007～2017 年）



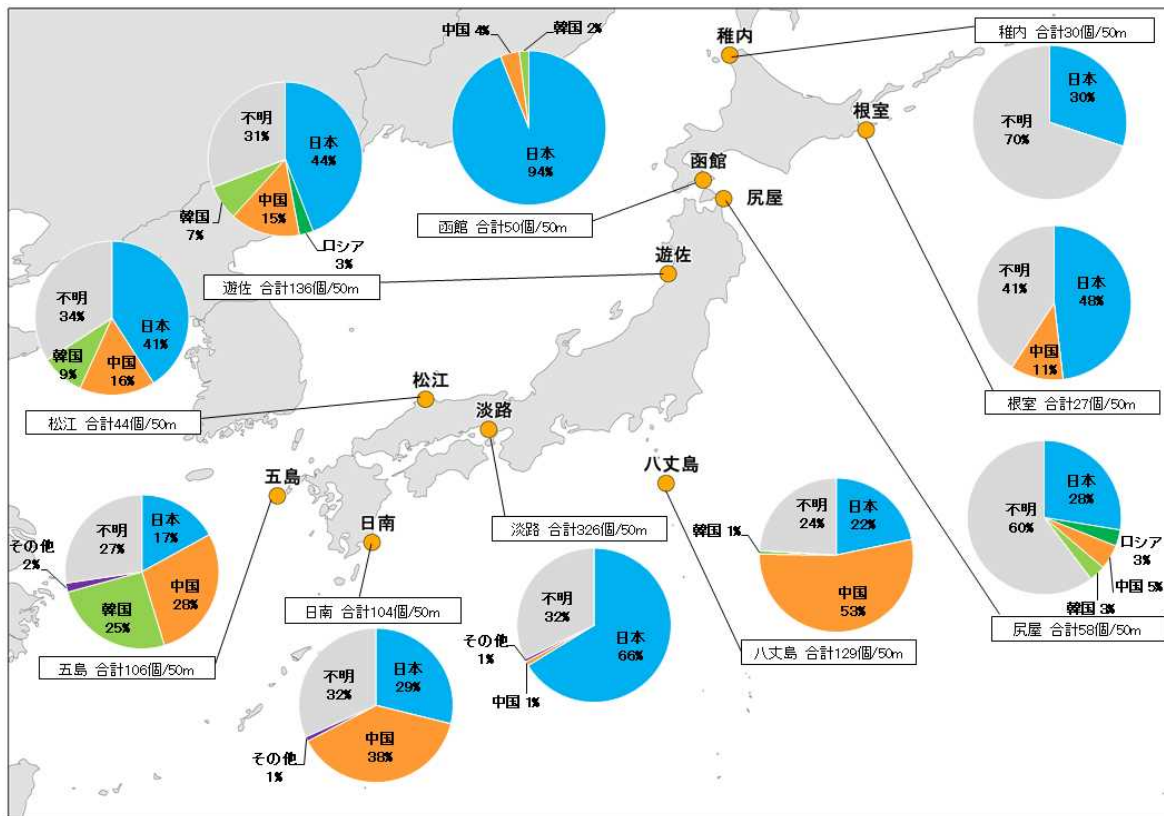
注) 発生確認件数は、複数の灘及び月にまたがるものを1件として計上した値
 出典：瀬戸内海の赤潮（水産庁瀬戸内海漁業調整事務所）
 平成30年度瀬戸内海の環境保全資料集（（公社）瀬戸内海環境保全協会）

図 30 赤潮の発生件数



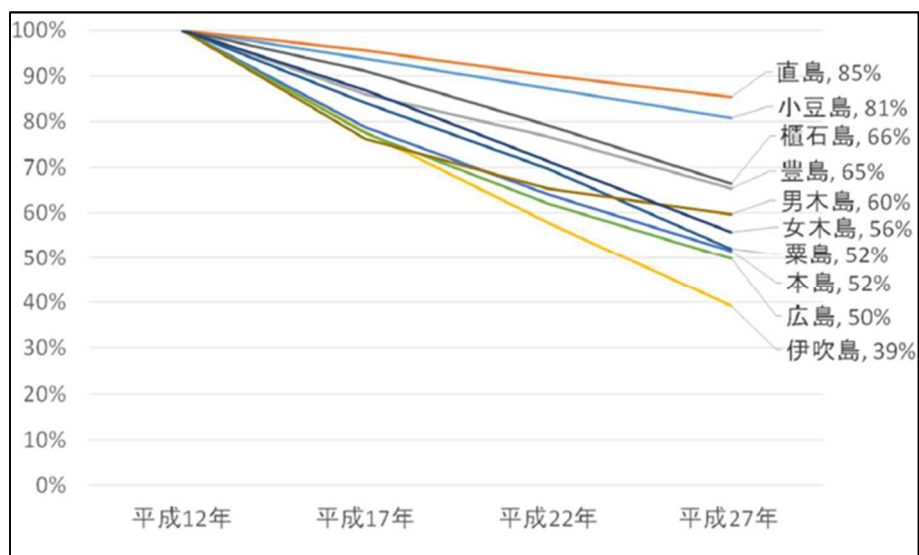
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第16回）ヒアリング資料（大阪大学教授西田修三氏）

図 31 雨天時負荷を含めた年間負荷量（2003～2007 年度平均）



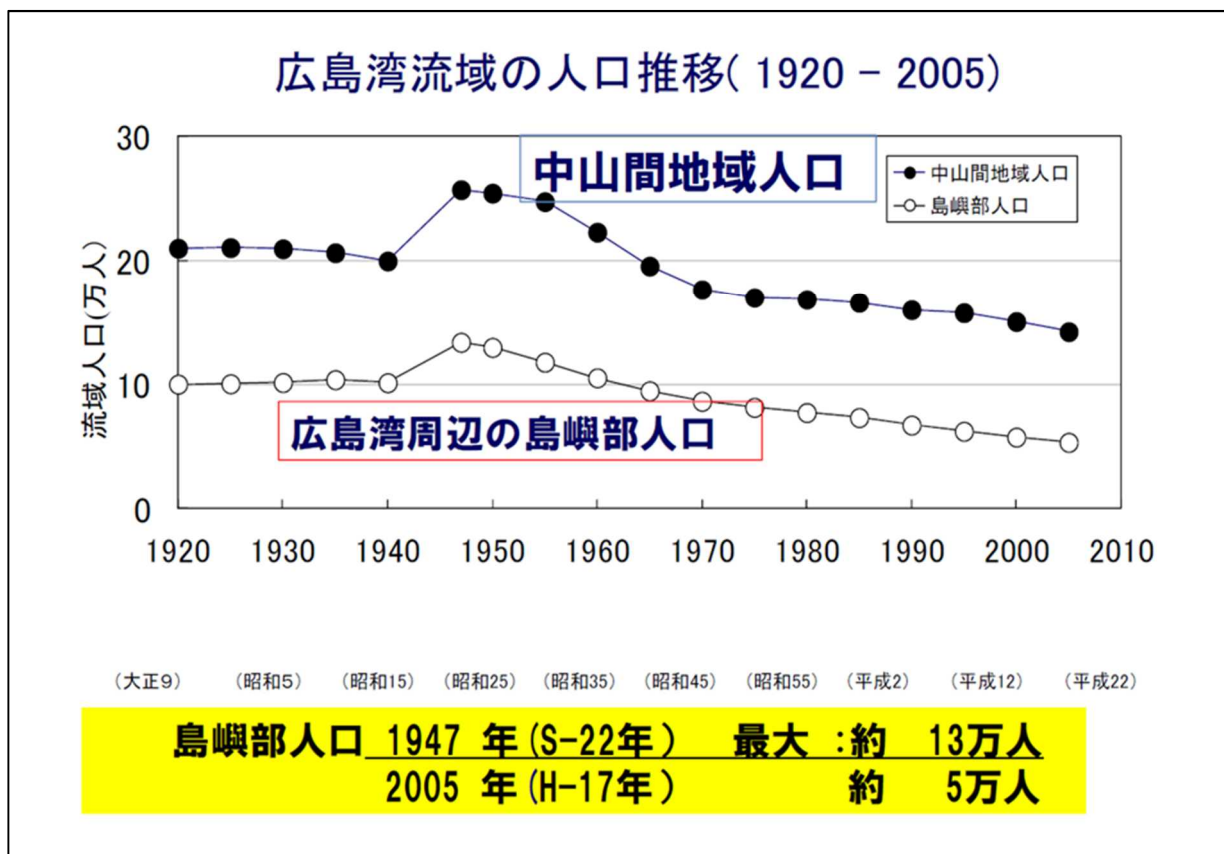
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（環境省）

図 32 漂着したペットボトルの表記言語



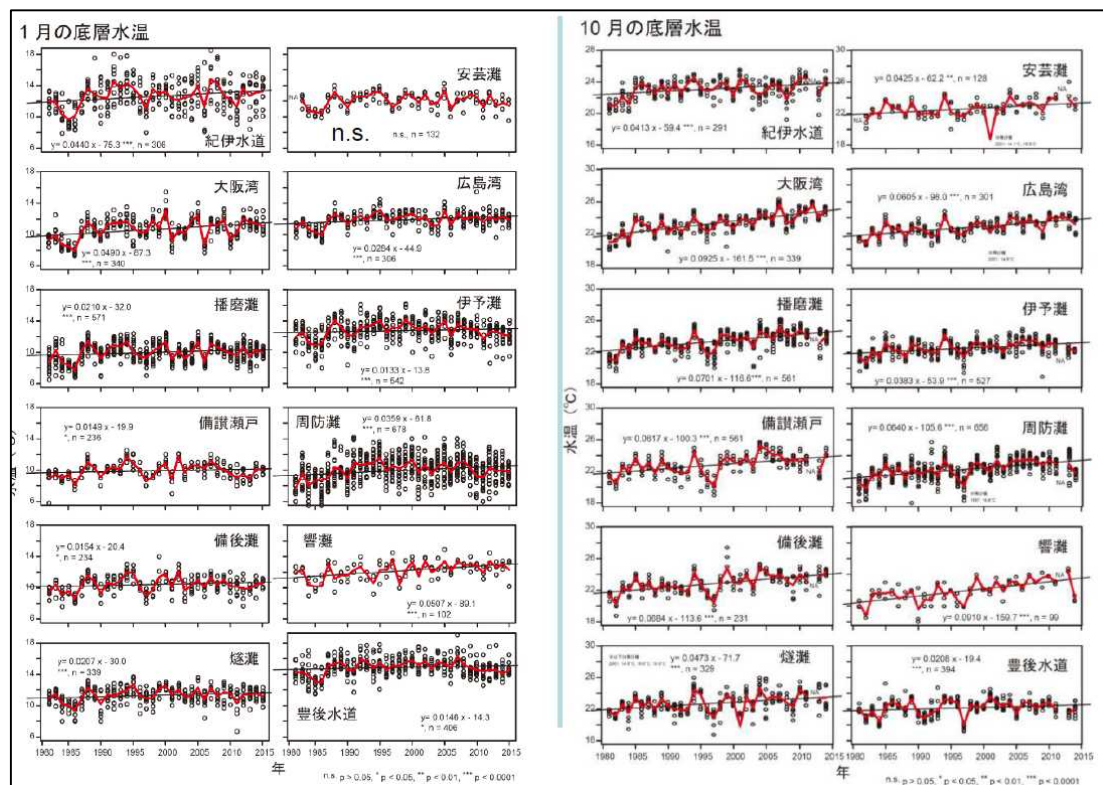
出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第15回）ヒアリング資料（香川県）

図33 香川県における主な島の人口減少率



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第17回）ヒアリング資料（広島工業大学客員教授上嶋英機氏）

図34 広島湾流域の人口推移（1920-2005）



出典：中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第18回）ヒアリング資料（国立環境研究所）

図 35 瀬戸内海における底層水温の経年変動（1980～2010年代）

中央環境審議会水環境部会 瀬戸内海環境保全小委員会 委員名簿

委員長	岡田	光正	放送大学理事・副学長
委員	足利	由紀子	NPO 法人水辺に遊ぶ会理事長
委員	大塚	直	早稲田大学大学院法務研究科教授
委員	高村	典子	国立研究開発法人国立環境研究所生物・生態系環境研究センターフェロー
臨時委員	白山	義久	国立研究開発法人海洋研究開発機構特任参事
臨時委員	西嶋	涉	広島大学環境安全センター長・教授
臨時委員	三浦	秀樹	全国漁業協同組合連合会常務理事
専門委員	池	道彦	大阪大学大学院工学研究科教授
専門委員	岩崎	誠	中国新聞社呉支社長
専門委員	沖	陽子	岡山県立大学理事長・学長 (岡山大学大学院環境生命科学研究科 特命教授)
専門委員	佐伯	勇人	四国経済連合会会長
専門委員	清水	芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授
専門委員	白石	正彦	堺市環境局環境保全部長
専門委員	末永	慶寛	香川大学創造工学部教授
専門委員	田中	宏明	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授
専門委員	中瀬	勲	兵庫県立人と自然の博物館館長
専門委員	西村	修	東北大学大学院工学研究科教授
専門委員	野田	幹雄	国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校水産学研究科教授
専門委員	細川	恭史	一般財団法人海域環境研究機構理事長
専門委員	宮迫	敏郎	大分県生活環境部長
専門委員	柳	哲雄	九州大学名誉教授
専門委員	山田	真知子	福岡女子大学名誉教授
専門委員	鷺尾	圭司	国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）

審議経過

平成 29 年 3 月 1 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 9 回）
（議題）

- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく取組状況について
- ・ きれいで豊かな海の確保に向けた検討について

平成 30 年 3 月 6 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 10 回）
（議題）

- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく取組状況について
- ・ きれいで豊かな海の確保に向けた検討について

平成 30 年 8 月 22 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 11 回）
（議題）

- ・ 関係府県・関係団体からのヒアリング
- ・ 栄養塩類と水産資源の関係に係る検討について

平成 31 年 1 月 10 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 12 回）
（議題）

- ・ 関係県・関係団体からのヒアリング
- ・ 栄養塩類と水産資源の関係に係る検討について

平成 31 年 3 月 14 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 13 回）
（議題）

- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく取組状況について
- ・ きれいで豊かな海の確保に向けた検討について

令和元年 6 月 25 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 14 回）
（議題）

- ・ 「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（諮問）」について
- ・ 瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方に係る検討の進め方

令和元年 9 月 10 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 15 回）
（議題）

- ・ 関係者からのヒアリング

令和元年 9 月 25 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 16 回）
（議題）

- ・ 関係者からのヒアリング

令和元年 10 月 8 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 17 回）
（議題）

- ・ 関係者からのヒアリング

令和元年 10 月 18 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 18 回）
（議題）

- ・ 関係者からのヒアリング

令和元年 11 月 25 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 19 回）
（議題）

- ・ 関係機関等からのヒアリング結果等について
- ・ 「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方」に係る論点整理（案）について

令和元年 12 月 23 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 20 回）
（議題）

- ・ 「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方」に係る答申骨子（案）について

令和 2 年 1 月 22 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 21 回）
（議題）

- ・ 「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方」に係る答申案について

令和 2 年 2 月 7 日～2 月 28 日 「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（答申案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）

令和 2 年 3 月 25 日 中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（第 22 回）
（議題）

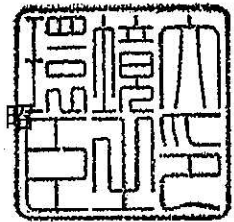
- ・ 瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について
- ・ 第 9 次水質総量削減について（報告）



諮問第 510 号
環水大発第 1906193 号
令和元年 6 月 19 日

中央環境審議会会長
武 内 和 彦 殿

環 境 大 臣
原 田 義 昭



瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、きれいで豊かな海の確保に向けた瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

平成 27 年 10 月に施行された瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）において、瀬戸内海を多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とするため、環境保全に関する施策は、規制の措置のみならず、藻場・干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の措置を併せて講ずることや、湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行うことが位置づけられた。

また、検討条項として、改正法附則において、「政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（改正法附則第 2 項）及び「政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（改正法附則第 3 項）と規定された。

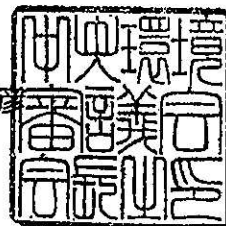
こうした状況を踏まえ、きれいで豊かな海の確保に向けた瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第1076号
令和元年6月19日

中央環境審議会水環境部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（付議）

令和元年6月19日付け諮問第510号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。